## 市有財産売却要領

### 1. 売却方法

買受希望者の先着順による随意契約

### 2. 参加申込受付期間

令和5年7月18日(火)から令和6年7月18日(木) ※開庁日の午前8時45分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く)

# 3. 受付場所

士別市役所総務部財政課(電話 0165-26-7785)

## 4. 売払いする土地

- (1) 士別市東9条2丁目1番1 宅地 329.15㎡ 最低売却価格 2,290,000円
- (2) 士別市東9条2丁目1番2 宅地 304.35㎡ 最低売却価格 2,118,000円

#### 5. 用途の制限

- (1)取得する目的が景観を著しく損なう等、周辺地域の環境を悪化させるものでないこととします。また、所有権の移転の日から5年を経過するまでの間は、売り払い物件の転売をしてはならないものとします。
- (2) 詳しくは物件概要等資料をご確認ください。

## 6. 参加資格

- (1) 士別市暴力団排除条例 (平成26年条例第19号) 第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員、又はこれらに関係する者でないこと。
- (2)決定後、期日までに売買代金を納入できる者であること。なお、契約時には契約保証金のほか、登録免許税や印紙などが別途必要です。

#### 7. 売払いをしようとする相手方の決定

- (1) 3. 受付場所への申込書類の到達日が最も早かった者を売払いをしようとする相手方(以下「相手方」という。)とし、契約締結に至らなかったときは、順次、見積書等の到達日が早かった者を相手方とする。
- (2)申込書類を、2.参加申込受付期間に持参するものとし、同日2名以上の者から申込書類の提出があったときは、契約担当職員による抽選(非公開)を行い、相手方を決定する。
- (3) 申込書類は受付場所に到達した日をもって受付日とする。

# 8. 売買契約

申し込みの日付から起算して7日以内。(休日を含む。)

#### 9. 契約保証金

売買代金の10%以上の額とし、購入者は、契約時に市に納めていただきます。(契約保証金は売買代金に充てることができますが、<u>契約保証金納付後に正当な理由なく契約を締結しないときや、契</u>約不履行のときは契約保証金を返却致しません。)

ただし、契約時に売買金額の全額を納められる場合は、契約保証金は不要です。

# 10. 申込様式

買受希望者は「市有財産買受申込書」を士別市のホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、総務部財政課契約管財係まで提出してください。(申込書は財政課でも発行できます。)

#### 11. その他

- (1)物件については現地調査、税務課土地台帳等の閲覧(有料)により熟知の上、入札に参加してくだ さい。
- (2) 買受希望者は、買受申込書に所要の事項を記入し記名押印の上申し込みしてください。ただし、買受申込書提出者が代理人による場合は、買受申込時に委任状を提出し、買受申込書には代理人が記名押印してください。
- (3) 買受申込書の提出は、持参によるものとし、郵送等での受付はいたしません。
- (4) 売買代金は一括納入するものとします。
- (5) 売買代金納入遅延の場合は年2.5%の割合で利息を加算し、限度を30日とします。
- (6) 所有権移転の手続きは、売買代金完納後速やかに市が行うものとし、登録免許税等の手続きに要する費用は買主の負担とします。